**神戸住環境整備公社 契約等からの暴力団関係者排除、労働者の適正な労働条件に係る**

様式第４号

令和４.11.1

**誓約書(元請用)**

|  |
| --- |
| 公社発注工事名 |

令和 　年　 月　 日

一般財団法人 神戸住環境整備公社 理事長 　　　　　　様

住　　　　所

氏名又は名称

及び代表者名

私は、神戸住環境整備公社が「神戸住環境整備公社契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）に基づき、貴公社が行うすべての契約等から暴力団等を排除していることを認識し、また、貴公社の発注する業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保したうえで、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や違約罰・損害賠償請求、指名停止等、貴公社が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

また、下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）又は原材料の購入契約その他本工事請負契約の履行に関連する契約の相手方（以下、「下請負人等」という。）に対し、これら及び下記の事項を遵守させることを誓約いたします。

記

１　暴力団等の排除に関すること

(1) 暴力団等排除要綱第４条第１項各号のいずれにも該当しません。

(2) 暴力団等排除要綱第４条第１項各号に該当する事由の有無を確認するため神戸市へ照会を行うことに合意し、貴公社の求めに応じ速やかに役員等名簿の提出を行います。

(3) 暴力団等排除要綱第４条第１項各号に該当する者を下請負人等としません。また、神戸市への照会の結果又は神戸市からの通報により、下請負人等が暴力団等排除要綱第４条第１項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、元請負人、及び当該下請負人等を下請負人等とする者の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。また、貴公社の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴公社が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

(4)下請負人等との契約を含む標記の工事請負契約に係る一連の手続きにおいて、事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴公社が神戸市照会の必要性を認めた場合、関係者に対して本誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴公社に対して提供を行います。

(5) 暴力団等排除要綱第４条第１項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、神戸市からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴公社関係部署が情報を共有すること、並びに暴力団等排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。

２　適正な労働条件の確保に関すること

(1) 標記の工事請負契約に関わっている労働者に対し、別表に掲げる労働関係法令を遵守します。

(2) 標記の工事請負契約にかかる業務の一部を他の者に行わせようとする場合にあっては、別表に掲げる労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とします（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。）。また、施工体制台帳は下請負人等と協力し元請負人が責任をもって資料等を確認の上作成し、下請契約締結後速やかに提出するほか、貴公社の指導により求められた資料は指定された期限までに貴公社に提出します。

(3) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じます。

(4) 標記の工事請負契約に基づく業務において､最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき、また、元請及び下請負人（二次以下を含む）が社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していないと貴公社が認めたときに貴公社が行う本契約の解除、違約罰等の請求、指名停止その他貴公社が行う一切の措置について異議を唱えません。

別表（誓約事項２(1)(2)関係）

労働関係法令

（１）労働基準法（昭和22年法律第49号）

（２）労働組合法（昭和24年法律第174号）

（３）最低賃金法（昭和34年法律第137号）

（４）労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

（５）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

（６）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

（７）短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）

（８）労働契約法（平成19年法律第128号）

（９）健康保険法(大正11年法律第70号)

（10）厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

（11）雇用保険法(昭和49年法律第116号)

（12）労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)